

排出廃棄物等処理業務委託仕様書

1 目的

本仕様書は、甲府地区広域行政事務組合消防本部（以下、「当本部」という。）の各庁舎で排出される廃棄物を、受託者に委託し適正に処理することを目的として必要な事項を定めるものである。

2 委託期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで（3年間）

3 実施場所

番号	庁舎名称	所在地
①	消防本部及び南消防署	甲府市伊勢3-8-23
②	中央消防署	甲府市丸の内1-1-19
③	西消防署	甲斐市竜王3314-1
④	田富出張所	中央市臼井阿原275-3
⑤	昭和出張所	中巨摩郡昭和町押越1092
⑥	東部出張所	甲府市和戸1088-1
⑦	敷島出張所	甲斐市島上条350-5
⑧	玉穂出張所	中央市成島2384-1
⑨	中道出張所	甲府市右左口町3187
⑩	武田出張所	甲府市屋形3-7-17
⑪	湯村出張所	甲府市湯村3-3-38
⑫	宮本出張所	甲府市猪狩町426-1
⑬	貢川出張所	甲府市富竹2-2-27

4 業務内容

- (1) 前項3の各庁舎から排出される廃棄物（一般紙くず類等）及び資源物を処理するものとする。
- (2) 前項3の①の庁舎から排出される不燃物を処理するものとする。

5 廃棄物（一般紙くず類等）の推定排出量

- (1) 前項3の①の庁舎から排出される廃棄物の1日の推定排出量約15キログラム
- (2) 前項3の②の庁舎から排出される廃棄物の1日の推定排出量約10キログラム

- (3) 前項3の③の庁舎から排出される廃棄物の1日の推定排出量約13キログラム
- (4) 前項3の④～⑦の各庁舎から排出される廃棄物の1日の推定排出量各庁舎当たり約6キログラム（合計 約24キログラム）
- (5) 前項3の⑧～⑬の各庁舎から排出される廃棄物の1日の推定排出量各庁舎当たり約3キログラム（合計 約18キログラム）

6 不燃物・資源物の推定排出量及び資源物の取扱い

- (1) 前項3の①の庁舎から排出される不燃物の1日の推定排出量約3キログラム
- (2) 前項3の各庁舎から排出される資源物の1日の合計推定排出量約10キログラム
- (3) 資源物は他の排出物に附隨して回収し、原則無償にて処理するものとする。

7 処理日

週2回以上とするが、排出物が大量に排出された場合は速やかに処理するものとする。

8 業務の報告と確認

業務終了後、月毎に作業場所及び作業日を記した報告書を当本部に提出し、確認を受けること。

9 その他

- (1) 前項5及び6の推計排出量は推計値であり、その量を保証するものではないこと。
- (2) 受託者は、当本部から委託された産業廃棄物を、受入れから処分の完了まで、関係法令に基づき適正に管理する責任を負う。この間に発生した事故は、その原因が当本部の責に帰すべき場合を除き、受託者が責任を負うものとする。
- (3) 本仕様書に定めない疑義が生じた場合には、当消防本部と協議のうえ解決するものとする。